

本庄市とエフバイタル株式会社との
乳幼児健診のICT化に関する共同研究協定書

本庄市（以下「甲」という。）とエフバイタル株式会社（以下「乙」という。）は、相互に連携し、乳幼児健診における効率化と更なる質の向上に向けた共同研究（以下「本共同研究」という）を実施するに当たり、次のとおり共同研究に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互の連携により、本庄市を実証実験フィールドとして医学的見地に基づいた動画解析等の先進技術を含むICT技術を活用し、乳幼児健診運営の負荷軽減及びその実効性を高めることを目指すことにより、本庄市における子育て支援施策の高度化と、保育・育児・幼児教育等の更なる向上を図ることを目的とする。

（取組事項）

第2条 甲及び乙は連携の上、前条の目的を達成するため、次に掲げる取組事項を行うこととする。

- (1) こどもの発育に関するアンケート調査
- (2) こどものバイタルデータの取得及び解析
- (3) バイタルデータの分析結果に応じた、こどもとの関わり方や対応策の検討
- (4) こどもと保育者との関わりをサポートする教育ツールの提案
- (5) こどものバイタルデータの取得及び解析に関するコンサルティング
- (6) その他、目的達成のために双方が必要と認めること

2 甲及び乙は、本共同研究を実施する上で、必要があるときは、相手方から事前に承諾を得た上で、大学、医療機関、研究機関、その他の事業者等に連携協力を求めることができる。

3 甲及び乙は、本共同研究を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な実施内容及び方法については、その都度取り決める。

（経費負担）

第3条 本共同研究の実施に係る経費については、乙が負担をするものとする。ただし、甲が必要と認める経費については、甲及び乙双方の協議の上、双方の負担額を取り決める。

（個人情報の保護）

第4条 乙は、本協定における取組事項の実施により、相手方又は協力者から知り得た個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び本庄市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年本庄市条例第4号）を適用するとともに、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

2 乙は本協定の協定期間が終了した後及び本協定が如何を問わず解除された後も、前項に定める個人情報保護の責務を負うものとする。

（秘密の保持）

第5条 甲、乙及び連携協力者は、本協定における取組事項の検討及び実施により、相手方から知り得た機密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 甲、乙及び連携協力者は、本協定の協定期間が終了した後及び本協定が理由の如何を問わず解除された後

も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

3 甲、乙及び連携協力者が本共同研究の成果を外部に公表する場合は、公表方法及び内容について事前に相手方と協議するものとする。

（共同研究の期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和8年1月30日までとする。

（変更及び解除）

第7条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、その都度協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

（反社会的勢力への対応に関する特則）

第8条 甲及び乙は、反社会的勢力（暴力、威力若しくは詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人などを含む。）と関係を持たないことを表明し保証する。

2 甲及び乙は、相手方に対して、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。

（1）脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求

（2）風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害

（3）その他前2号に類似するあらゆる行為

3 甲及び乙は、相手方が第1項の表明保証に反すると合理的に認められる場合又は相手方が前項各号のいずれかの行為を行った場合には、当該相手方に対して何ら通知をすることなく直ちに本協定を解除することができる。

（協議）

第9条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、それぞれ1通を保有する。

令和7年1月28日

甲 埼玉県本庄市

本庄市長（署名）

乙 東京都中央区日本橋兜町6番地5号

エフバイタル株式会社

代表取締役（署名）